

## 補助金概要調書

補助金名	要介護等住宅改良費補助金			
所管部課	福祉保健部長寿社会課 (TEL 23-5156(直通))			
補助対象者	要介護等の住宅生活に資する住宅改良を行う者			
補助開始年度	平成6年			
交付目的	介護を要する高齢者等の住宅環境の整備を促進することにより、高齢者等の生活の質を高め、居宅における生活を支援する。			
補助金額と過去の補助実績 ( )は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	3,513千円 (3,513)千円	4,435千円 (4,435)千円	1,970千円 (1,970)千円	2,000千円 (2,000)千円
補助事業の内容	介護保険法に規定する要介護認定または要支援認定を受けた者が、在宅生活の継続を希望し、日常生活の利便性を向上させるために行う改良工事に対して要する経費の額の3分の2に相当する額と53万3千円とのいずれか少ない額を限度として助成する。(所得要件 世帯員が住民税非課税世帯)			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		2,000千円	
	内補助対象経費		2,000千円	
	補助対象経費の内訳		助成平均額 @500千円×4件=2,000千円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		改良工事に要する経費の2/3	
	限度額		(有) 1件あたり533千円	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ( )		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	住宅環境が整備されることにより、生活の質を高め在宅生活ができるようになる。また、介護者の負担が軽減される効果がある。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	高齢者の人口又高齢者のみの世帯は、今後ますます増加していくことが見込まれるところであり、在宅生活の継続を支えていくためにも、低所得世帯への補助の必要性は、高まる方向にあり、終期の設定はできない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	鳥取県市町村交付金対象事業			